

**木のまち整備促進事業
募集要領**

【平成22年度第2回募集版】

平成22年10月

目 次

1. 事業の概要	1
1. 1 事業の趣旨	
1. 2 公募する事業の種類	
2. 事業の内容	1
2. 1 事業の要件	
2. 2 対象事業者	
2. 3 補助額	
2. 4 審査に必要な書類	
2. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助	
2. 6 留意事項	
3. 事業の実施方法	4
3. 1 手続き	
3. 2 審査	
3. 3 補助金交付	
3. 4 事業中及び事業完了後の留意点	
4. 情報の取り扱い等について	7
4. 1 情報の公開・活用について	
4. 2 個人情報の利用目的	
5. 応募方法	7
5. 1 公募期間	
5. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付	
5. 3 提出方法	
6. 提出書類	8
応募様式	9

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

木のまち整備促進事業（以下、「本事業」という。）は、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する大規模な木造建築物等の先導的な整備事例について、その具体的内容を広く国民に示し、木造建築物等に係る技術の進展に資するとともに普及啓発を図ることを目的にしております。

この観点から、本事業では、先導的な設計・施工技術が導入される大規模な建築物の木造化・木質化を実現する事業計画の提案を公募し、そのうち上記の目的に適う優れた提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

1. 2 公募する事業の種類

次の①若しくは②のいずれかであって、建築物における木造化・木質化の推進に向けたモデル性、先導性が高い木造建築物等の建設又は改修に係る事業計画として選定されたものを補助の対象とします。

- ①建築物の木造化（以下「木造化」という。）
- ②建築物の内装・外装の木質化（以下「木質化」という。）

2. 事業の内容

2. 1 事業の要件

提案する内容に応じて、次の①から⑤までの全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ①構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入される事業計画であること。

[評価にあたっての考え方]

- 建築物の木造化・木質化を実現するプロジェクトとして、構造・防火面で先導性のリーディングプロジェクトを評価する。

- ・ 先端性・先進性のある技術の導入や既往技術の新たな組合せによって木造化・木質化を実現するなど、木造化・木質化に係る設計・施工技術の建築物への適用、応用に相当の工夫が認められ、かつ、これによって他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるものを評価する。

- 木造化・木質化に係る多様な用途、規模、立地等の一般的な制限にチャレンジする取り組みを対象とする。

- ・ プロジェクトや事業者の規模に応じて、その波及効果・普及効果を評価する。
- ・ 多様な地域の特性に応じた取り組みの波及効果・普及効果を評価する。
- ・ 森林認証材の使用や木材利用に係る環境貢献度の「見える化」など建物ユーザーの木造化・木質化への意識や取り組みを誘引するものを評価する。

- ②構造材又は内外装材に木材を一定以上使用するものであること。

- 1) 木造化については、本事業の対象となる延べ面積の過半の部分の構造材に木材を使用すること

- 2) 木質化については、以下の a 又は b のいずれかを満たすこと
 - a. 本事業の対象となる延べ面積の過半の部分の床、並びに当該過半の部分の壁及び天井を木材による内装仕上げとすること
 - b. 外壁の見付の過半部分を木材による外装仕上げとすること
- ③建築基準法令上、構造・防火面の特段の措置を必要とする下記 1) 又は 2) に掲げる規模以上のものであること。
 - 1) 木造化については、以下のいずれかを満たすこと
 - ・ 防火・準防火地域：延べ面積が 500 ㎡を超えるもの又は階数が 3 以上であるもの
 - ・ 上記以外の地域：延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもの又は高さが 13m を超え、若しくは軒高が 9m を超えるもの
 - 2) 木質化については、以下のいずれかを満たすこと
 - ・ 階数が 3 以上の場合：延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
 - ・ 階数が 2 の場合：延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもの
 - ・ 階数が 1 の場合：延べ面積が 3,000 ㎡を超えるもの
- ④木造化・木質化に関し、多数の利用者等への普及啓発を積極的に行うこととしていること、又は木造化・木質化に関する設計・施工の技術・ノウハウを積極的に公開すること。
- ⑤平成 22 年度に事業に着手するものであること。

平成 22 年度中に実施設計、建築確認その他の許認可申請手続き又は建築工事に着手し、補助対象の出来高が発生するものを対象とします。ただし、事業の採択時点で、すでに着手している建築物は、原則として対象になりません。

※補助対象となる実施設計及び建築工事については、採択通知日以降の着手とする必要があります。

※今回の募集提案につきましては、平成 23 年 1 月中旬～下旬の採択を予定しております。よって採択通知日以降に着手し、平成 23 年 3 月末までの出来高が発生するものを対象としております。

2. 2 対象事業者

応募者は、2. 1 で示す事業を行う、建築主（地方公共団体を含む。）が提案者となります。

応募した事業提案が採択された場合、実際に補助金交付手続きを行い、事業を実施していただくこととなります。したがって、具体の実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的とした提案は受け付けられません。

補助を受ける者は、原則として提案をし、採択を受けた建築主となりますが、提案や諸手続において建築主と書面による代理契約を交わした者が関係者として実務を遂行することを排除しません。

2. 3 補助額

補助金の交付対象となる費用（国費）は、次に掲げるものとします。なお、審査採択にあたって、応募申請額を下回る決定をさせていただく場合があります。

①調査設計計画費

建築物の調査設計計画費のうち、先導的な木造化・木質化に関連する費用の2/3の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、木造化・木質化と無関係な一般的な設計費の部分は対象外です。

②建設工事費

木造化・木質化に関する先導的な設計・施工技術を導入した場合の工事費と、当該設計施工技術を導入しない場合の工事費の差額（以下、「掛かり増し費用相当額」という。）の2/3の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。ただし、掛かり増し費用相当額の2/3の額の算定に当たっては、建設工事費の20%、木質化のみの場合については建設工事費の5%の額とすることができるものとします。

2. 4 審査に必要な書類

①事業の概要

プロジェクトの全体概要を記載してください。

②木造化・木質化の取り組み内容

本事業へ提案する木造化・木質化の取り組み内容について、今回行う新しい取り組みについて記載してください。

③事業計画

補助対象となる費用の算出にあたっての計算書と年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

2. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助

複数年度にまたがる事業については、予め各年度の計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じ、各年度に補助を行います。平成22年度は、平成22年度中に事業が行われた部分について補助を行います。

次年度以降の工程分については、次年度以降の予算が認められた場合、その範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。

2. 6 留意事項

2. 6. 1 消費税等について

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

2. 6. 2 他の補助金等との併用について

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分を明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象となり得ます。

また、提案内容が住宅の場合、住宅エコポイントとの併用はできませんので、ご注意ください。

3. 事業の実施方法

本事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

3. 1 手続き

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募のあった提案について、3. 2のとおり、評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

(2) 補助金交付

事業には、採択通知がなされることにより着手することができますが、補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、毎年度末及び事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

3. 2 審査

3. 2. 1 審査手順

応募課題の評価は、学識経験者からなる木のまち整備促進事業評価委員会において行われます。

委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査、必要に応じてヒアリング審査を行い、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われなかった場合には審査の対象外となる場合があります。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても審査の対象外となる場合があります。

3. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価を受け、国土交通省が採択プロジェクトを決定し、応募者に通知し、採択事業者名、プロジェクト名等をホームページ等で公表します。

補助対象となる実施設計及び建設工事については、採択通知日以降の着手とする必要があります。なお、これに違反している場合は、採択の取消しとなります。

3. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 3. 1 交付申請

交付申請は、木のまち整備促進事業評価・実施支援室（以下、「木のまち事業支援室」という。）が定めた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

3. 3. 2 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結

果については、木のまち事業支援室より申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 国からの補助等を受けている事業又は受ける見込みの事業でないこと。

3. 3. 3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、木のまち事業支援室の承認を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更が生じたことにより、採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、計画変更により、構造・防火面で先導性を有すると評価された内容や2. 1に示す本事業の要件を満たさなくなるプロジェクトについては、交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますので併せてご注意ください。

3. 3. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「実績報告書」を提出していただく必要があります。

木のまち事業支援室は、「実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

平成22年度の事業については、支払いは、原則として平成23年5月頃のみとなる予定です。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

3. 3. 5 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、次のとおりとなります。

- (1) 提案時に付した年度計画に従い、初年度の交付申請を3. 3. 1～3. 3. 4に準じて実施します。初年度の工事費用等が提案時と異なる場合にあっては、交付申請を行い、調整を行ったうえで、年度計画を再度調整する必要があります。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、初年度の交付決定時に通知するスケジュールに沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 年度計画を途中で変更する場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。

3. 4 事業中及び事業完了後の留意点

3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3. 4. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 4. 3 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、シンポジウムの参画等普及啓発に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、建築物における木造化・木質化に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

3. 4. 4 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。

3. 4. 5 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付建設省会発第641号建設事務次官通知）

- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 木のまち・木のいえ整備促進事業補助金交付要綱（平成22年3月31日付国住生第443号）
- 十 その他関連通知等に定めるもの

4. 情報の取り扱い等について

4. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に建築物の木造化・木質化について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 応募方法

5. 1 公募期間

平成22年10月15日（金）～平成22年12月3日（金） 必着

5. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

本事業に関する質問・相談については、原則として、電話でお願いします。

募集要領は、下記の箇所でも配布します（郵送依頼は不可）。また下記のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

（応募書類の提出先・問い合わせ先）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5F

一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内

木のまち整備促進事業評価・実施支援室

TEL : 03-3588-1808

ホームページ : <http://www.kinomachishien.jp>

5. 3 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

郵送時は、必ず宛先に「応募書類在中」と記入してください。

(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

6. 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。

提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数
1) 提案申請書	①提案申請書〔様式1〕	5部 (正1部、正のコピー4部)
2) 応募図書	②提案概要〔様式2〕 ③補助事業の実施体制図〔様式3〕 ④建築概要〔様式4〕 ⑤プロジェクトの全体概要〔様式5〕 ⑥木造化・木質化の取り組み内容〔様式6〕 ⑦事業計画〔様式7〕 ⑧「比較設計方式」により補助額を算出する場合の追加資料〔様式8〕(「比較設計方式」により補助額を計上した場合のみ提出)	
3) CD-R	上記①～⑧の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1部

※ 注意事項

- 1) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word 2000以降のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

(様式1)

平成 年 月 日

国土交通大臣 馬淵 澄夫 殿

木のまち整備促進事業 提案申請書
(平成22年度)

以下の内容により、木のまち整備促進事業の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

(提案者)

代表者 : _____ 印

(様式2)

提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(提案者と異なる場合に記入してください。法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。提案者と補助を受ける者が異なる場合、下記3の関係者も含めた補助事業の実施体制図を別紙に記載してください)		
3 提案者以外の関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください)		
4 事務連絡先	所属 役職名 担当者氏名 住所 〒 - 電話 F A X E-m a i l	原則、応募者の構成員とし、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください	
5 事業期間	事業期間	平成	年度～平成
			年度
6 事業費	総事業費 ^{注2} (総額)	百万円	(うち平成22年度分 百万円)
	補助金額 ^{注3} (総額)	百万円	(うち平成22年度分 百万円)
	※複数の事業を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください。 ※建物・土地等の不動産取得費、土地借上料などは計上できません。		
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定) (本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)		
8 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要 プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください		
	B. 提案する木造化・木質化の取り組み内容の概要 木造化・木質化の取り組みの概要を簡潔に記載してください		
	C. 提案のアピールポイント 建築物の木造化・木質化に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 様式7に記載する(a)の計の額と一致するようにご注意ください。(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

(注3) 様式7に記載する(h)の額と一致するようにご注意ください。(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

(様式3)

補助事業の実施体制図 (A4・1枚)

プロジェクト名	
<div data-bbox="311 387 1287 598" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>建築設計事務所、建設事業者など、提案にあたっての作業協力者について、提案者との関係を実施体制図として記載してください。</p><p>なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限定しますので、留意してください。</p></div>	

(様式4)

建築概要 (A4・1枚)

プロジェクト名	
9 建築物の名称・建設地	名称:
	住所:
10 設計者・施工者	設計者:
	施工者:
11 建物用途・規模	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 体育館(武道場) <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> ケアハウス <input type="checkbox"/> その他()
	棟数: 棟
	延べ面積: m ² ※複数棟の場合は全体の総計
	階数: 地上 階、地下 階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載

※ 11 が複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟1 (名称)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 体育館(武道場) <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> ケアハウス <input type="checkbox"/> その他()
	延べ面積: m ² ※複数棟の場合は全体の総計
	階数: 地上 階、地下 階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
棟2 (名称)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 体育館(武道場) <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> ケアハウス <input type="checkbox"/> その他()
	延べ面積: m ² ※複数棟の場合は全体の総計
	階数: 地上 階、地下 階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
棟3 (名称)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 体育館(武道場) <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> ケアハウス <input type="checkbox"/> その他()
	延べ面積: m ² ※複数棟の場合は全体の総計
	階数: 地上 階、地下 階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
棟4 (名称)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 体育館(武道場) <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> ケアハウス <input type="checkbox"/> その他()
	延べ面積: m ² ※複数棟の場合は全体の総計
	階数: 地上 階、地下 階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
棟5 (名称)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 体育館(武道場) <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> ケアハウス <input type="checkbox"/> その他()
	延べ面積: m ² ※複数棟の場合は全体の総計
	階数: 地上 階、地下 階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 複数用途の建築物は、該当する用途全ての項目を■により選択してください。

プロジェクトの全体概要（A4・最大2枚）

プロジェクト名	
<div data-bbox="300 421 1324 725" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>プロジェクトの実施場所、建物の全体的な姿や用途、事業スケジュール、先導的な木造化・木質化プロジェクトの全体像を説明してください。</p><p>また、プロジェクトの全体概要がわかるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で先導的な木造化・木質化技術（アピール点）を記述してください。</p><p>なお、事業スケジュールは、プロジェクト全体のスケジュールと提案される先導的な木造化・木質化技術の事業スケジュールの関係、及び着手の時期がわかるように記載してください。</p></div>	

木造化・木質化の取り組み内容（A 4・最大 2 枚）

プロジェクト名	
先端性・先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>提案される木造化・木質化の技術について、モデル性・先導性に優れたプロジェクトとしての先端性・先進性の観点、波及性・普及性の観点を簡潔に箇条書きで記載してください。</p> </div>
波及性・普及性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>提案される木造化・木質化の技術の内容について説明してください。枠内に適宜図表を挿入しても構いません。</p> </div>	

事業計画 (A 4・1 枚)

プロジェクト名	
---------	--

I 建設工事等に係る補助額

※ 「全体計算方式」により補助額を計上した場合は(1)にのみ記入してください、「比較設計方式」により補助額を計上した場合は「全体計算方式」によっても補助額を計上し、(1)及び(2)の両方に記入してください。

なお、「比較設計方式」により補助額を計上した場合は、必ず様式8にも必要事項を記入し、提出してください。

(1)「全体計算方式」による場合 [単位:百万円(事業費及び補助額)]

項目	補助対象事業費(a)	補助率(b)	補助額(a×b)	
①調査設計計画費		2/3		(イ)

項目	補助対象事業費(a)	補助率(b)	補助額(a×b)	
②建設工事費				(ロ)

※ 建設工事費の補助率については、20/100(木質化のみの場合については5/100)としてください。

計				(ハ)=(イ)+(ロ)
---	--	--	--	-------------

(2)「比較設計方式」による場合 [単位:百万円(事業費及び補助額)]

項目	補助対象事業費(a)	補助率(b)	補助額(a×b)	
①調査設計計画費		2/3		(イ)

項目	比較設計による工事費の差額(a)	補助率(b)	補助額(a×b)	
②建設工事費		2/3		(ロ)

計				(ハ)=(イ)+(ロ)
---	--	--	--	-------------

(注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注2) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注3) 平成22年度内に着手し、補助対象部分の出来高が発生することが必要です。

II 年度計画(複数年度にまたがる場合のみ)

年度	完了出来高見込み(%)	調査設計計画費補助(イ)の内訳	建設工事費補助(ロ)の内訳	補助額(ハ)の内訳
22年度				
23年度				
24年度				

III 他の補助金への申請状況

今回補助を申請する建築物について、他の補助金に応募(申請)している場合は、その申請している補助金の名称を必ず記入してください。また、他の補助金に応募(申請)していても、補助対象となる範囲が異なる場合には、他の補助金の名称と補助対象範囲の考え方を記入してください。

※ 詳細について記す場合には様式中に「別紙〇に記載」等記載のうえ、別紙を添付してください。

--